

K  
S  
K  
P



(平成12年2月)

No. 33

編集人

(社) 兵庫県精神障害者家族会連合会

西浦三郎

〒650 神戸市中央区橘通4丁目1-28

-0016 迹ビル2F

T E L 078-360-2618

F A X 078-360-2615

## 家族会は新しい活動の担い手に

兵家連会長 西浦三郎

二千年という節目の年を迎える、社会はいま、二十一世紀に向けてあらゆる分野に於いて大きな変革が行われています。金融ビッグバン、中央省庁再編、地方分権、市町村合併、介護保険制度創設、年金・医療保険制度改革など、数えれば切りがありません。

私たちが取り組んでいる精神保健福祉の分野におきましても、「社会福祉基礎構造改革」の流れに沿って、今後急速に変わろうとしており、新たな展開が予想されます。

その中にあって、従来小規模作業所づくりに精力を注ぎ、大きな成果を挙げてきた家族会も、作業所づくりの枠を超えて、在宅ケアにまで伸びてきた精神障害者福祉施策の方向に焦点を合わせ、次ぎなる活動を幅広く展開する時期に来ていると思います。作業所との緊密な関係を維持すると同時に、“新たな分野への挑戦”。それが家族会に課せられた二千年の大きな課題と信じ、お互いに協力し合いながら全力を挙げて取り組みたいと存じます。



### 精神保健福祉に関する電話相談

兵家連では、精神保健福祉に関する相談ごとについての電話相談を受付けています。(秘密は厳守します)

毎週、月～金曜日、10時より15時 ☎ 078-360-3610

## 小規模でも社会福祉法人に 認可基準大幅緩 作業所など対象

厚生省は社会福祉法人の設立条件を大幅に緩和した「小規模社会福祉法人」を新設することを決めた。「一億円以上の資産保有、土地建物は自己所有」という現行の認可基準を「資産一千万円程度、施設は賃貸でも構わない」に緩め、全国で五千か所程度ある障害者のための小規模作業所と、介護保険導入で多数の参入も予想される在宅福祉サービス団体を認可対象とする。

特別養護老人ホームについても、用地が借地でも一般の社会福祉法人として認可する。設立要件のハードルが高過ぎるといわれる社会福祉法人制度を改革することになる。早ければ平成十二年四月から新制度が適用される。

社会福祉法人は経営の安定性や事業の継続性を重視して、厳しい設立要件が課せられてきた。しかし、福祉サービスの需要が増え、きめ細かい活動を開くため、地域ごとに活動するグループも急増した。

現在の設立要件では「一億円以上の保有資産」を満たさなければならぬため、地域で活動している民間団体が社会福祉法人になるのは極めて難しい。また、施設の「土地、建物の自己保有」という条件は、地価の上昇した都市部での法人認可の道を狭めてきた。

こうした社会情勢の変化から厚生省は、制度を見直すことが必要と判断した。新設する「小規模法人」の要件として資産は一千万円程度とし、土地や建物は賃貸でも構わないとするが、一方で原則として五年以上の事業実績という現行にはない要件を求める。また、現行の社会福祉法人は、事業を行う地域に限りはないが、小規模法人は一つの都道府県の区域内に限定される。

厚生省によると、小規模作業所は、現行の要件では社会福祉法人となることが極めて難しく、法人格のない任意団体として活動しているところが殆どだ。国は年間百十万円程度の補助を出しているが、任意団体のために、自治体独自の補助や企業の寄付などの援助を受けにくく、厳しい運営のところが多い。

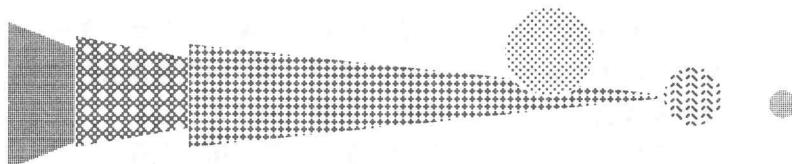
ホームヘルパーを派遣する在宅福祉サービス団体は現在、全国に六百近くあるとみられ、介護保険制度導入で新規参入の希望が少なくない。介護保険制度に伴う自治体の支援を受けにくいうえ、利用者に不安を招きかねないとして、社会福祉法人になる道を開くことにした。

<記事は最近の新聞より抜粋>

## 阪神・淡路大震災から丸五年を迎える 犠牲者の追悼式典が催されました

阪神・淡路大震災からまる五年の節目を迎えた被災地の兵庫県では、平成12年1月17日、県内各地で「阪神・淡路大震災五周年犠牲者追悼式典」が催され、神戸市中央区の県公館で行われた式典では、皇太子殿下をはじめ小渕首相、衆参両院議長のほか、県内の市町長、議長、遺族代表ら関係者五百四十人が参列し、六千人を越えた犠牲者の追悼と震災復興の思いを新たにいたしました。兵家連からは西浦会長が参列しました。

震災からまる五年を経た被災地では、外観的には街並みの様子もほぼ元に復し、四万八千戸にも上った仮設住宅もようやく解消ましたが、生活基盤の回復の道筋が見えない高齢者などの生活復興への新たな支援や心のケアなど、長期的に取り組まなければならない大きな課題が依然として残っています。



### 台湾大地震義援金

募金活動にご協力有り難うございました。

皆様のご協力のお陰で、目標の10万円を突破し、13万2290円を12月1日に兵庫県の募集委員会にお届けいたしました。トルコ西北部大地震募金活動（目標10万円を達成）に引き続いてのご協力に対し、厚くお礼申し上げます。

### <賛助会員募集>

あなたのご支援で、兵家連は運営されています !!

年会費 団体の場合 1口 (10,000円) 以上

個人の場合 1口 ( 3,000円) 以上

振込先 郵便振替 01110-4-83568

## 平成11年度兵庫県障害者福祉大会が 川西市で催されました

県民の障害者に対する正しい理解と幅広い支援が得られるようにと、毎年開催地を兵庫県下の各市町に移動させながら開催している「兵庫県障害者福祉大会」が、平成11年12月5日、川西市文化会館ホールで、約千人の参加者を集めて盛大に催されました。

主催者は、兵庫県ならびに開催地の川西市を始め、身体・知的・精神の各障害者団体で、これに県社協、県共同募金会、神戸新聞厚生事業団が後援団体となっています。

式典のあと、テレビ・ラジオパーソナリティーの西条遊児さんの講演がありましたが、表彰式の中では、精神障害者関係では次の13名の方々が精神障害者の社会復帰支援活動に対するご尽力、功績により表彰を受けられました。心からお喜び申し上げます。

林 安佐子（むぎのめ家族会）	竹島 留美（宝塚ワークセンター）
小林 章子（宍粟すぎの木家族会）	片岡 茂和（高岡病院家族会）
樋元 広子（さぎ草家族会）	小松 久員（めばえの会）
小川 和美（木の芽家族会）	井川 美子（夢工房大久保）
斎賀嘉寿美（あすなろ福祉会）	瀬藤 澄子（てっせんの会）
黒岩 ウノ（垂西家族会）	柳川 薫（すぎなの会）
月岡 定康（赤相みのり家族会）	

<順序不同、敬称略>

## 月間『ぜんかれん』誌講読のお勧め

既刊号の特集例 家族がいきいきしなくちゃ！(1999年9月号)

親自身の生活を立て直す(1999年10月号)

入院の役割を理解する(1999年11月号)

日本の精神保健福祉10の総括(1999年12月号)

<定価：1冊350円。但し、兵家連または家族会を通じ、年間講読される場合は1冊当たり250円で講読できます>

講読のお申し込みは、兵家連(☎078-360-2618)または最寄りの家族会へ。

## 神戸職安の障害者就労推進会議 精神部会が開催されました

厚生省と労働省が2001年に統合されることを見据えて、労働省では「精神障害者ジョブガイダンス試行事業」が平成11年度予算に認められたので、全国18都道府県で実施することになり、当地では神戸職安が試行事業を実施しました。

その実施報告を兼ねて、平成11年11月24日（水）、神戸職安主催の標記会議が開催されました。このジョブガイダンス事業は、職安が医療機関や施設に出向いて、ひろく就労を希望する当事者の意向を聴取し、医療機関や施設等の協力を得て、就労に結びつけようとするものです。

また、神戸職安にはジョブカウンセラーで精神保健福祉士の貞丸けい子さんが勤務しておられます。会議後の12月2日、兵家連に来訪され、「職安との橋渡し役を果たしたいので大いに利用してほしい」との申し出がありました。

貞丸けい子さんの連絡先：〒650-0022 神戸市中央区相生町1丁目3番1号  
神戸公共職業安定所内 ☎078-362-4571  
FAX 078-362-2027

みんなで淡路島の花博へ…！

### 花と緑の国際博覧会 ジャパンフローラ2000

「ジャパンフローラ2000」は、国際園芸家協会承認の花と緑の国際博覧会です。



会期：2000（平成12）年3月18日（土）～9月17日（日） 184日間

会場：兵庫県淡路島（淡路町・東浦町）

主催：財団法人 夢の架け橋記念事業協会

入場料：障害者割引き前売り券（1,500円）の購入希望の方は、3月15日までに兵家連へ連絡下さい（☎078-360-2618、360-3610）

## 全国321市町村で合併の動き 阪神4市町は研究会

新しい地方自治体の枠組みづくりを目指し全国29都県、73地区（321市町村）で合併に向けた動きが活発化しているが、兵庫県内における合併に関する主な取組みとしては、次のような動きが見られる。

氷上郡6町では住民発議による合併協議会設置の動きが進んでいる。住民有志が昨年10月末から、署名運動を展開。各町とも有権者の50分の1以上の署名を集め、2000年1月11日に各町長に直接請求した。各町議会の3月定例会で審議される見通し。

伊丹、宝塚、川西各市と川辺郡猪名川町の3市1町も、合併を視野に広域行政について協議する研究会を2000年4月に設置する。各市町の行政課題などを調査した上で、広域行政のメリットやデメリットについて検討。3年間をめどに研究結果をまとめの方針。

三原郡では、4町の議員で構成する合併問題検討委員会が1998年に発足し、昨年4月、郡町村会などに報告書を提出した。また、洲本市など1市10町で首長の間でも、昨年1月に研究会が設置された。その他、淡路成年会議所が、1市10町の合併を基本上「淡路1市運動」に取組んでいる。

\*\*\*\*\*

### 催しのご案内

#### 近畿ブロック家族研修会

日 時 平成12年9月8日（金）・9日（土）・10日（日）  
場 所 ピアザ淡海（ホテルピアザ）大津市  
主 催 滋賀県精神障害者を守る連合会・全家連

#### 全国大会（静岡）

日 時 平成12年11月16日（木）・17日（金）  
場 所 グランシップ、静岡市  
主 催 静岡県精神保健福祉会連合会・全家連

## 社会の動き

### ■成年後見四法成立

痴ほう性の高齢者や知的障害者や判断能力が不十分な成人の法的保護を目的とする「成年後見制度」を創設する民法改正など関連四法案が99年12月1日、衆院本会議で可決成立した。

### ■福祉施設新設、住民同意不要に

大阪府は99年11月13日までに、精神障害者福祉施設の建設計画が地元住民の反対で進まないのは住民の「障害者に対する無理解、偏見に基づく人権侵害」と位置付け、住民の同意がなくても建設を進めるなどと基本方針案をまとめた。

同様のトラブルは大阪府だけでなく全国各地で相次いでいるが、自治体がこうした対応策を打ち出すのは全国で初めて。

### ■精神病床も機能区分、早い社会復帰へ

公衆衛生審議会の精神保健福祉部会は、入院患者の症状や必要な治療内容などに応じて、精神病院の病床機能を区分し、それぞれの病床にふさわしい人員配置や施設構造の基準を設定する方針を決めた。

療養環境を整備して、入院生活の質の向上を図り、早期の社会復帰を促すのが狙いで、医療法改正で実現を目指す。

### ■自殺の労災申請急増

仕事のストレスによる労働自殺など精神障害の労災認定要件を緩和した労働省指針が出た99年9月以降、労災申請件数が急増。

98年度1年間の申請件数42件（うち自殺29件）に対し、99年度は4月から12月までに96件（同60件）に上っている。

### ■障害者らの製品、商品カタログ発行

神戸市社協が設置し、NPO法人「コミュニティ・サポートセンター神戸」に運営を委託している「神戸ふれあい工房」では、市内の障害者授産施設と小規模作業所約60か所で作られたクッキーや陶器など500種の製品を販売しているが、このほど主力商品や贈答品など163点を掲載した商品カタログを発行した。

### ■県内企業の障害者雇用率未達成

兵庫県は99年12月22日までに、県内の障害者雇用状況をまとめた。それによると民間企業の障害者雇用率は1.6%で、法定雇用率が1.8%に引き上げられたため、これに達しない企業は47.2%を占めた。

特に規模の大きい企業ほど達成率が低く、従業員千人以上の企業の未達成率は7割に上っている。

### ■21世紀世論調査、高福祉社会へ期待

日本世論調査会が99年12月に実施した全国調査で、21世紀の日本の進むべき方向について調べたところ、税負担が大きくて福祉充実した「高福祉社会」が32%と、「経済的に豊かな社会」28%を抜いて1位となった。

### ■障害者ら対象にカルチャー教室

神戸市のボランティア団体「東灘・地域助け合いネットワーク」が2000年4月から地域の中高年、障害者らを対象にした「カルチャー教室」を始める。

パソコンなど七教室で、専門技術を持つ地域住民らが講師役。交流の場も兼ね、喫茶コーナーも併設する。

## 兵 家 連 活 動 日 誌

### 役員の動き

- |           |   |        |  |
|-----------|---|--------|--|
| 10. 1     | 兵庫県高齢者・障害者権利擁護センター開所式<br>(西浦、東口、酒井)     | 11. 18 | 阪神地区研修会実行委員会<br><伊丹保健所会議室><br>(岡野、平坂ほか)        |
| 10. 4     | 事務局会議<br>(西浦、東口、酒井、西谷)                  | 11. 19 | 30周年記念大会実行委員会<br><生活学習センター><br>(西浦、東口、酒井、辻、吉田) |
| 10. 14~15 | 全国大会<山形><br>(東口、池田ほか)                   | 11. 24 | 精神障害者就労促進会議<br><神戸人材銀行会議室><br>(西浦、辻)           |
| 10. 14    | 県障害者介護支援サービス体制整備検討委員会<br><県民会館> (西浦)    | 11. 25 | 兵庫県障害者福祉大会実行委員会<県庁> (東口)                       |
| 10. 21    | 兵家連紙編集会議 (西浦、平野、上垣、大槻、黒岩、滝)             | 11. 26 | 30周年記念大会<県民会館>                                 |
| 10. 22    | 兵庫県グループホーム連絡会総会<生活学習センター><br>(西浦、酒井、小川) | 12. 5  | 兵庫県障害者福祉大会<br><川西市文化会館><br>(西浦、東口ほか)           |
| 10. 26    | 但馬・丹波地区研修会<八鹿町、但馬長寿の郷> (西浦)             | 12. 6  | 事務局会議<br>(西浦、東口、酒井、西谷)                         |
| 10. 29    | 30周年記念大会実行委員会<br>(西浦、酒井、小川、辻、吉田ほか)      | 12. 9  | 障害者の日キャンペーン<br>(東口)                            |
| 11. 1     | 事務局会議<br>(西浦、岡野、酒井、西谷)                  | 12. 16 | 会長会議<br><三宮市民勤労会館>                             |
| 11. 4     | 県障害者プラン改定委員会<br><農業共済会館> (西浦)           | 12. 20 | 全家連組織改革委員会<br><東京> (西浦)                        |
| 11. 7     | 姫路・西播州地区研修会<br><龍野市経済交流センター><br>(東口)    |        |  |

K  
S  
K  
P

一九八四年八月二〇日第三種

物認可

毎日発行

定価=五十円

発行人=関西障害者定期刊行物協会/大阪市城東区東中浜二丁目一〇一十三 アド企画 気付

### あとがき

法改正が相次いで行なわれています。今回は改正民法が成立したこの機会に、成年後見制度の要約記事をまとめました。

もともと法律にうといものですから、皆さんの御協力を頂いて、やっと発行にこぎつけました。

(滝)



~~~~~  
精神保健福祉講座 No.27  
~~~~~

## 成年後見制度について

99年12月1日、成年後見制度にかかる4法が成立しました。(平成12年4月1日より施行)

### 1 なぜ今 成年後見制度か

今まで、禁治産者・準禁治産者の制度がありましたが、①手続きが大変複雑で、また申し立てをしてから審判まで時間と費用がかかる。②決定されると戸籍に記載される。③人権の問題（選挙権がなくなる・日用品の購入が自由にできないなど、150もの欠格条項があった。）

たとえば平成6年に宣告を受けたのは全国で1892件にすぎなかった。なにしろ100年前に決められた制度ですから、時代の変化に合わなくなってきていたのです。

### 2 では、時代の変化とはどういうことでしょうか。

1 高齢社会になった。とくに日本の場合それが急速に進んだ。

2 国際的にノーマライゼイション（障害者も可能な限り当たり前の人間として暮らせる）の動きが高まってきた。

この背景には、世界的に人権思想の高まりがあり、わが国においても、憲法で定められている基本的人権の尊重が国民に浸透していったものといえます。

### 3 どのような制度か

1)

	旧法	新法	対象者
後見人	禁治産者 1人…配偶者	成年被後見人 複 数	事理弁識能力を欠く常況にある者
保佐人	準禁治産者 1人…配偶者	被保佐人 複 数	事理弁識能力が著しく不十分な者
< 新設 >	被補助人 制 度	軽度の痴呆・知的障害・精神障害等 により事理弁識能力が不十分な者	

・用語について

心神喪失・無能力・心身耗弱者・浪費者という言葉にかえて、精神上の障害により事理弁識能力…能力の制限・制限能力など、人権を配慮した言葉への改正がみられる。

・欠格条項について

- (1) 補助については欠格条項を付けない。
- (2) 後見・保佐についても、能力審査により適當な判断能力があると認められれば、現行の欠格条項を削除する。

2) 任意後見制度が制定された。

本人が自ら後見人を選べる。又は本人の同意を得ることが必要とされる。

3) 後見登記等

旧法では戸籍が記載されたが、新法では法務局等が登記所として所管する。

4) 一つの法律が改正されてもそれに関連する法律がある。それらの関連する法律の整備に関する法律ができた。

4 後見・保佐・補助の申立ては家庭裁判所へすることになっているが、いずれも本人・配偶者・四親等内の親族が申立てをすることができる。

身寄りのない痴呆性高齢者、知的障害者、精神障害者等については、老人福祉法・知的障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の中に、補助・保佐・後見の開始の申立権を市町村長（東京都は区長）に付与する規定を設ける。

□ このレポートを作るのに多くの方からたくさんの資料を頂きました。御礼申し上げます。

言葉についてできるだけ解りやすい言葉をと心がけましたが、どうしても言い換えるのできない用語がありました。

2ページでは十分な説明ができません。くわしくは、県・市町村役場（所）の担当部課、社会福祉協議会、社会福祉士、弁護士、司法書士、福祉関係の各法人、兵家連等におたずね下さい。

(文責 上垣 迪雄)